

新型コロナウイルス 感染症対策情報

令和2年
5月20日

桑折町新型コロナウイルス感染症
対策本部発行

内容

- ・町長メッセージ
- ・休業や失業による生活資金にお悩みの皆さまへ
- ・各施設の対応について
- ・福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金
- ・学びたい気持ちを応援！奨学資金特別貸与
- ・納税が困難な人へ「猶予制度」があります
- ・特別定額給付金申請手続きはお早めに
- ・国民年金保険料の免除制度

町長メッセージ

町民の皆さま、事業者の皆さまには、長期間にわたり外出の自粛や休業など、ご不便、ご苦勞をお掛けしており、心より感謝申し上げます。

政府の決定を踏まえて、5月15日に「福島県緊急事態措置」が解除されました。しかし、新型コロナウイルスとの闘いは、長期戦になることが見込まれます。今後、再び感染が拡大する可能性も十分にありますので、改めて新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き下記について取り組んでいただきますようお願いいたします。

■「新しい生活様式」の定着について

- ・「3密」（換気の悪い密閉空間、大勢いる密集場所、間近で会話する密接場面）の防止を継続していくとともに、「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」「人と人との距離の確保」など、新しい生活様式を徹底していくようお願いいたします。
- ・職場や店舗などにおいては、事業再開にあたり上記の感染拡大防止への取り組みをお願いいたします。
- ・不要不急の都道府県をまたぐ移動は極力控え、特に特定警戒都道府県との往来は自粛するようお願いいたします。さらに、クラスターが発生しているような施設への外出は控えるようお願いいたします。

■町内各施設の再開について

- ・緊急事態宣言の解除を受けて、換気や消毒の徹底、人数制限を設けるなど、3密の防止など感染症対策を講じたうえで、次ページ表のとおり町内各施設を再開します。

■イベントなど、開催自粛の協力について

- ・一定規模以上の全国的かつ大規模なイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合、中止または延期とするよう、慎重な対応をお願いいたします。
- ・その他のイベントは、適切な感染防止対策を講じた上での実施をお願いいたします。

町は、今後も皆さまの安全・安心のため感染拡大防止策を徹底するとともに、皆さまの生活の安定と事業継続に向け、国や県と連携してしっかりと対応してまいります。

皆さまにおいては、ご自身と大切な人の健康と命を守るため、継続して感染拡大防止のための行動に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

令和2年5月16日

桑折町新型コロナウイルス感染症対策本部長
桑折町長 高橋 宣博

休業や失業による生活資金にお悩みの皆さまへ

◆休業された人向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合、少額の貸付を行います。

■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

■貸付上限額

- ・学校などの休業、個人自業主などの特例の場合 ……20万円以内
- ・その他の場合…10万円以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 2年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

※雇用先の休業証明書などが必要

★詳しい要件などは、下記へ問い合わせください。
関町社会福祉協議会（担当：角田） ☎ 582-1155

◆失業された人向け（総合支援資金）

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者 新型コロナウイルスの影響を受け、失業などにより日常生活が困窮し、維持が困難となっている世帯

■貸付上限額

- （貸付期間：原則3カ月以内）
- ・2人以上…月20万円以内
- ・単身…月15万円以内

■据置期間 1年以内

■償還期限 10年以内

■貸付利子・保証人 無利子・不要

※自立相談支援事業などによる継続的な支援（就労支援）を受けることが要件

◎社協独自の限度額5万円の生活費貸付制度もあります。

どちらも
7月末日
まで受付中

各施設の対応について

緊急事態宣言の解除を受けて、新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、町内各施設を再開します。

再開時期	施設名	注意事項	問い合わせ
5月 20日 ㊦	駅前団地集会所	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用の徹底 長時間や大人数での利用自粛 	まちづくり推進課 ☎ 582-2124
	大かや園	<ul style="list-style-type: none"> お風呂だけ再開（同時に10人未満）、大広間は順次開放予定 お風呂利用時以外は館内でのマスク着用の徹底 	健康福祉課 ☎ 582-1133
	半田山管理センター	—	産業振興課 ☎ 582-2126
	うぶかの郷	<ul style="list-style-type: none"> 入浴は同時に10人未満 宿泊は当面受け付けない 	
	イコーゼ! (屋内遊び場)	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用の徹底 当面町内在住者のみ利用 時間による入替制 長時間や大人数での利用自粛 氏名、連絡先、健康状況などの記入 	生涯学習課 ☎ 582-3129
	イコーゼ!(多目的スタジオ)	<ul style="list-style-type: none"> プレー時以外は、マスク着用の徹底 当面町内在住、在勤者のみ利用 長時間や大人数での利用自粛 接触プレーの禁止 氏名、連絡先、健康状況などの記入 	
	町民体育館		
	町民グラウンド		
	桑折テニスコート		
	ふれあい公園(団体利用)		
各公民館 (桑折、睦合、伊達崎、半田)			
よも～よ	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用の徹底 当面町内在住、在勤者のみ利用 長時間や大人数での利用自粛 氏名、連絡先、健康状況などの記入 		
文化記念館	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用の徹底 長時間や大人数での利用自粛 氏名、連絡先、健康状況などの記入 		
5月 25日 ㊦	イコーゼ! (屋内プール)	<ul style="list-style-type: none"> プール利用時以外は館内でのマスク着用の徹底 人数制限(各回30人まで) 採暖室の利用中止 氏名、連絡先、健康状況などの記入 	
6月 9日 ㊦	レガールこおり・ピザスタ(店内飲食)	<ul style="list-style-type: none"> テークアウトは継続 人数制限を設ける 	産業振興課 ☎ 582-2126
未定	ホタピーハウス	—	総合政策課 ☎ 582-2115
	半田山キャンプ場	—	産業振興課 ☎ 582-2126

※発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合でも、利用は控えてください。

※全ての施設について、3密防止(密集・密接・密閉)、換気、消毒の徹底をしますが、町民の皆さまの感染防止対策も継続してお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、急遽閉館する場合がありますので、ご了承ください。

■イベントなどの対応について

【イベントなどの開催可否の判断】

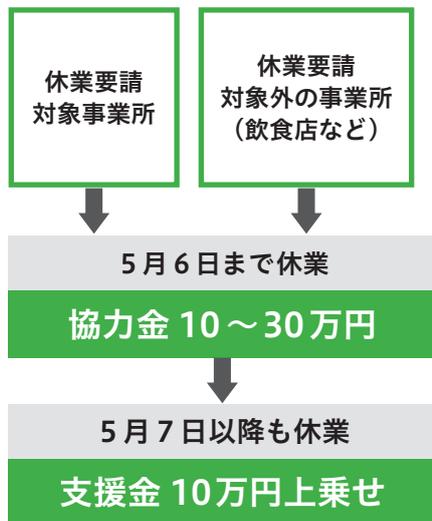
- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以上の参加人数にすること
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人の距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

【その他のイベントなどを開催するための条件】

- ①適切な感染防止対策(入退場時の制限や誘導、待合場所などにおける密集の回避や手指の消毒、マスクの着用、室内の換気など)が講じられること
- ②イベントの前後や休憩時間などの交流の場で、感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者はこうした交流を極力控えること
- ③上記の人数に満たないイベントであっても、密閉された空間において大声での発声や歌唱、応援、または近接した距離での会話などが想定されるイベントに関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたりより慎重に検討すること

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、施設休止などに協力いただいた事業者に対して、協力金・支援金を交付します。



○協力金

- 対象者 県内に本所・支所がある法人および個人事業主
- 要件 少なくとも4月28日(火)～5月6日(火)までの間、休止や営業時間短縮を講じた者など
- 交付額

①事業所が自己所有	10万円
② // 賃借で1か所	20万円
③ // 賃借で2か所以上	30万円

○支援金

- 要件 協力金の交付を受けた人で、5月7日(水)～5月15日(金)の県緊急事態措置が解除されるまでの間、休止や営業時間短縮を講じた者など
- 交付額 一律10万円

■申請手続き 7月31日(金)まで、下記へ申請書を郵送またはQRコードから電子申請をしてください。

■郵送先 〒960-8043 福島市中町1-19 福島中町郵便局留 福島県休業協力金事務局 宛
☎521-8575 (9:30～17:30)

※申請書は役場産業振興課にも設置してあります。



学びたい気持ちを応援！奨学資金特別貸与

町では、新型コロナウイルス感染症の影響で、家庭の生計維持者の収入が著しく減少(家計急変)し、修学が困難となった在学中の学生・生徒を対象に、奨学資金の特別貸与を行います。

また、現在奨学資金の返還をされている人については、申し出により、返還の猶予を行います。

■対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で、経済的に修学困難と認められること
- ②本町に引き続き1年以上住所を有する者の被扶養者(学生・生徒の生計維持者が本町に在住していること)

■奨学資金の額

- ①大学・短期大学・専門学校入学者…30万円
- ②高等学校・専修学校・高等専門学校入学者…20万円

■必要書類など

【奨学資金貸与】

- ・奨学生願書
- ・在学していることが分かる証明書
- ・家計急変の状況を証明する書類
- ・同意書または出願者の属する世帯員の所得証明書

【奨学資金返還猶予】

- ・奨学資金償還猶予願
- ・家計急変の状況を証明する書類

☎こども教育課 学校教育係 ☎582-2403

納税が困難な人へ「猶予制度」があります

新型コロナウイルス感染症に納税者(家族を含む)が患された場合や、感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった場合は、最長1年間、町税の徴収の猶予を受けられます。

■対象者 ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

- ②一時に納付し、または納入が困難であること。

■徴収の猶予の具体例

- ①災害により財産に相当な損失が生じた場合(新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われ、備品や棚卸資産を廃棄した場合)
- ②本人または家族が同感染症にかかった場合
- ③事業を廃止、または休止した場合 など

☎税務住民課 収納係 ☎582-2114

詳しい要件は問い合わせください

特別定額給付金申請手続きはお早めに ～ 現在7割の申請を受け付けました～

郵送またはオンラインでの申請を受付中です

町では、5月1日金から、マイナンバーカードを利用したオンライン申請の受付を開始しました。また、郵送申請用の申請用紙を、世帯主宛に5月10日日に発送しました。申請用紙がまだ届いていない場合は、下記の専用電話へご連絡ください。

■郵送申請の注意点

- 同封の記入例やQ&Aなどをご確認ください。記入漏れや確認書類の添付漏れなど不備があると、給付が遅れることがあります。
- 世帯主（申請者）と振込先口座の名義人（受給者）が異なるときは、世帯主が口座名義人へ受給を委任したとみなされますので、例えば同じ世帯に属する人でも必ず委任欄の記載が必要です。

☎特別定額給付金事業 桑折町専用電話 ☎ 582-2112 (8:30～17:15) 5月31日 日まで土日も対応します

給付金の振り込みについて

給付金については、申請書が役場に届いてから約1週間で、申請された金融機関口座へ振り込みを行っています。オンライン申請は5月11日金から、郵送申請は5月15日金から順次振り込みを開始しました。振込通知書を送付しますので、ご確認ください。
※口座への入金を確認してから、振込通知書を送送しますので、通知書は振込後の到着となります。

郵送やオンライン申請が困難な人へ

身体が不自由などで郵送やオンライン申請が困難な人は、職員がご自宅に伺い、申請のお手伝いをしますので、下記の専用電話へご連絡ください。

国民年金保険料の免除制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、所得が相当程度まで下がった場合、臨時特例措置として、本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料を免除する申請ができます。

【国民年金保険料学生納付特例申請（学生の人）】

■対象者：①②両方に該当する人

- ① 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した。
- ② 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額（※1）が、国民年金保険料学生納付特例基準相当になることが見込まれる。
- ◎ 目安となる計算式については、年金事務所や税務住民課に問い合わせください。

■申請の対象となる期間

- 令和元年度（令和2年2月～令和2年3月分）
- 令和2年度（令和2年4月～令和3年3月分）

■申請に必要なもの

- 国民年金保険料学生納付特例申請書
- 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））
- 学生証のコピーまたは在学証明書
- ◎ 令和元年度分と2年度分を申請する場合は、同時に申請できます（申請書は2枚必要）。すでに令和元年度分を申請し、承認を受けている場合は、令和2年度分のみ申請してください。

【国民年金保険料免除申請（学生以外の人）】

■対象者：①②両方に該当する人

- ① 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した。
- ② 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込額（※1）が、国民年金保険料免除基準相

当になることが見込まれる。

- ◎ 免除などの判定においては、申請者本人のほかに、世帯主および配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査対象。申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当する場合は、それぞれに申請が可能。
- ◎ 目安となる計算式については、年金事務所や税務住民課に問い合わせください。

■申請の対象となる期間

- 令和2年2月～6月分
（7月分以降は、7月以降に改めて申請が必要）

■申請に必要なもの

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

（※1） 令和2年2月以降の任意の月（最も低い月など）における所得額を12か月（1年）分に換算し、見込みの経費などを控除し算出。

■申請書類 申請書などは、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。税務住民課の窓口でも配布しています。

スマートフォンの場合はこちらから→

PCの場合はこちらから↓

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>



■提出先・問い合わせ

- 東北福島年金事務所 ☎ 535-0141
〒960-8567 福島県福島市北五老町3-30
- 桑折町役場 税務住民課 住民係 ☎ 582-2114
※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での提出を活用してください。
- 年金加入者ダイヤル ☎ 0570-033-004